

## 千葉県介護の未来案内人ワークショップ事業に係る企画提案募集要項

### 1 事業概要

(1) 委託事業名

千葉県介護の未来案内人ワークショップ事業

(2) 実施期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(3) 委託料の上限

2,900,000円（消費税及び地方消費税含む）

※当該委託料は、令和7年2月議会において令和7年度予算案が成立することを前提とします。

(4) 実施方法

企画提案を募り、選考により1団体を決定し、委託事業として実施する。

(5) 委託事業の内容

「千葉県介護の未来案内人ワークショップ事業業務委託仕様書」のとおり

(6) 事業目的

学生等の若年層に対し、介護職の魅力、やりがい等を体験できるワークショッププログラムを実施することで、介護への理解促進及び介護分野への就業促進につなげることを目的とする。

### 2 応募資格

次の(1)から(6)の全ての項目に該当する法人とする。

(1) 仕様書で定める業務について、地方公共団体等と委託契約を締結し同様の事業を実施した実績がある等、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。

(2) 法人格を有している団体であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。

(4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

(5) 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、指示、反対することを目的とした団体でないこと。

(6) 暴力団でないこと及び暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

### 3 応募方法・応募期限

(1) 提出書類は次のとおりとすること。

①応募申込書（様式第1号）

定款又は寄付行為あるいはこれに相当するものを添付

## ②企画提案書（様式第2号）

企画のコンセプト、事業の構成概要、事業実施体制、類似事業の実績を記載

## ③団体に関する概要（様式第3号）

団体等の概要を記載

## ④団体目的等についての確認書（様式第4号）

## ⑤業務経費見積書（様式第5号）

## ⑥質問書（様式第6号）

質問等がある場合にのみ使用（本募集要項「5 質問の受付及び回答」参照）

(2) 提出部数：正本1部 副本7部（定款又は寄付行為等は1部とする。）

(3) 提出期限：令和7年3月4日（火）午後5時必着

(4) 受付時間：午前9時～午後5時（ただし、土日祝日を除く。）

(5) 提出方法：持参又は郵送

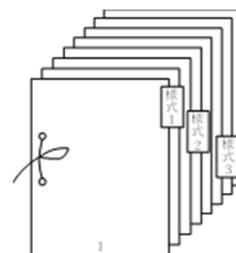
(6) 提出書類の作成に当たっては、次のとおりとすること。

ア 原則としてA4サイズ（縦）で統一すること。

イ 片面印刷とし、各ページの下部にページ番号を通して振ること。

ウ 左側に2つ穴をあけ、こより紐等で一部ずつ編刷すること。ホチキスやクリップ類は用いないこと。

エ 各様式の1枚目に「様式○」のように、様式番号等を記載したインデックスシールを貼付すること。



## 4 説明会

企画提案者の募集に当たり、説明会を次のとおり開催する。なお、プロポーザルの参加には、当説明会への出席を必要としない。

(1) 日 時：令和7年2月25日（火）午後2時から

(2) 方 法：オンラインによる実施（Zoomによる）

(3) 内 容：本募集要項及び業務委託仕様書に沿った説明並びに質疑応答

(4) 申込方法：電子メールまたは電話による

(5) 申込期限：令和7年2月21日（金）午後5時まで

(6) 申込先：メールアドレス [ksjinzai@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:ksjinzai@mz.pref.chiba.lg.jp)

電 話 番 号 0 4 3 - 2 2 3 - 4 7 1 5

(7) その他：詳細な会議情報は、参加申し込み者に対して電子メールで通知する。

## 5 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

本件に関する質問は、すべて様式第6号「質問書」により行うものとし、本募集要項「1.1 問い合わせ・提出先」に持参又は電子メール（受信を確認すること）により提

出すること。ただし、提案の状況、選考委員名等に関する質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和7年2月26日(水)

## 6 選考方法等

- (1) 選考は、令和7年3月14日(金)開催予定の選考会議において、プレゼンテーションによる選考を実施し、最優秀提案者を委託先候補とする。
- (2) 選考会議はオンライン(Zoom)により実施する。選考会議においては、事前に提出した紙の資料によりプレゼンテーションを行い、オンラインの画面上で資料を提示することは認めない。なお、詳細については企画提案者に別途通知する。
- (3) 選考会議は非公開とし、内容の照会等には回答しないこととする。
- (4) 選考に当たってはおおむね以下の評価基準により総合的に評価することとする。  
なお、一定の基準を満たさない場合、委託先候補としない場合がある。

選考項目	選考基準
業務遂行能力 (10点)	① 法人の経営基盤や職員の配置など、事業を遂行するための体制は整っているか ② 類似事業(介護職に関する理解促進や魅力発信に係る事業、ワークショッププログラムの作成・開発及び実施に関する事業)についての実績が豊富か
事業の有効性 (10点)	① 介護人材確保対策についての課題を理解しているか ② 特に若年層に対して、ワークショップを通じ介護職の魅力をアピールする能力は期待できるか
企画力 (15点)	① 有識者等や案内人の意見を取り入れながら、学生が興味を持てるようなワークショッププログラムを作成できるか ② 派遣先の状況に応じた効果的なワークショップが実施できるよう、実施に当たっての事前準備について学校や案内人と柔軟・円滑な連絡調整を行えるか ③ 案内人への報酬支給等の事務を確実に実施できるか
事業の独自性 (10点)	その他の提案事項には独自性があり、事業の目的達成に当たり、より大きな成果が期待される内容であるか
所要経費 (5点)	見積書に所要経費・算定根拠が明確に示されているか 算定金額は妥当か

## 7 選考結果

- (1) 選考結果は3月下旬までに応募団体に書面にて通知する。

(2) 選考結果に関する問い合わせについては、一切対応しない。

## 8 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 応募資格のない者が応募した場合
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 会社更生法の適用を申請する等、契約履行が困難と認められるに至った場合
- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前記各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為がある、事業の目的に照らして採用しえない提案内容である等、会議において失格と認められた場合

## 9 契約

- (1) 本件業務の仕様は、受託候補者からの提出書類等を基に確定する。ただし、本件業務の目的達成のために必要と認められるときは、県と受託候補者との協議により、提案内容を一部変更する場合がある。
- (2) 県は、千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）に定める契約手続により、確定した仕様に基づいた見積書を受託候補者から徴し、県が定める金額の範囲内で契約を締結する。
- (3) 業務の全部又は一部について、県の承諾なしに他者に再委託することは認めない。
- (4) 契約の際、地方自治法施行令第167条の16及び千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）第99条の規定により、契約保証金（契約金額の100分の10以上）を納付しなければならない。ただし、契約保証金は免除できる場合がある。

## 10 その他

- (1) 企画提案に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) 提出書類等は、提出後の撤回、差替、修正等は一切認めない。また、これを一切返却しない。
- (3) 提出書類等は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき開示される場合がある。
- (4) 提出された書類等は必要に応じて複写することがあるが、使用範囲は本件業務の目的内に限る。
- (5) 本件業務に係る図版等の使用に当たっては、その使用权、肖像権その他一切の権利関係について当該権利が帰属する者の許諾を得ること。
- (6) 本契約により制作された制作物の著作権は、受託者に帰属するものとする。ただし、本事業の広報を目的とする範囲で、委託者も制作物を使用できるものとする。

- (7) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 本要項に定めるもののほか、必要な事項は契約で定める。

## 1.1 問い合わせ・提出先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県健康福祉部健康福祉指導課福祉人材確保対策室 担当：堀越

電話 043-223-4715

FAX 043-222-6294

メール [ksjinzai@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:ksjinzai@mz.pref.chiba.lg.jp)